

# 非常災害時の対応マニュアル(例)

## 不審者との遭遇の場合

### 園舎内に不審者が侵入した場合

1. 子ども達をできるだけ不審者から遠ざける。
2. 不審者からの距離を確実に取り、襲って来た時に避けられるように正面に立たず、斜めに立つ。
3. 凶器を持っていたら、近くにある物を投げつける。
4. 警察に通報する。(携帯又は固定電話でできるだけ早く通報する。)
5. 非常ベルを押す。
6. 子ども達を避難させる。
7. 119番通報。(けが人や救出を必要とする場合、携帯又は固定電話で通報する。)
8. 保護者への連絡。
9. 関係機関へ連絡。(監督官庁など)

### 園外で活動中に不審者に遭遇した場合

1. 子ども達をできるだけ不審者から遠ざける。
2. 笛(ホイッスル)を鳴らす。
3. 不審者からの距離を確実に取り、襲って来た時に避けられるように正面に立たず、斜めに立つ。
4. 凶器を持っていたら、近くにあるものを投げつける。
5. 携帯電話などで非常事態を警察に通報、園に連絡。
6. 119番通報。(けが人や救出を必要とする場合。)
7. 保護者への連絡。
8. 関係機関へ連絡。

## 火災の場合 (「消防計画」で策定されますが、より具体的にマニュアル化する必要があります。)

### 園舎内から出火と対処

1. 119番通報と同時に火災状況により初期消火に努める。
2. 所定の場所に待避、または避難する。
3. 保護者へ連絡。
4. 関係機関へ連絡。(監督官庁など)

### 園舎外の火災と対処

1. 119番通報。
2. 所定の場所に待避、または避難する。
3. 保護者へ連絡。
4. 関係機関へ連絡。(監督官庁など)

## 大規模地震の場合

1. 園内の安全な所定の場所に待機する。
2. 非常口の確保をする。
3. 火の元の点検など。
4. 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
5. 防火管理者は被害状況を全職員に把握させるとともに、必要事項を指示する。
6. 防災機関(消防署、市役所)からの情報を積極的に収集する。
7. 保護者への連絡など。

## 台風など自然災害の場合

1. 防災機関及びテレビ、ラジオなどで情報を積極的に収集する。
2. 状況により対処。
3. 保護者へ連絡。